

静岡県採用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

静岡県採用委員会会長 本野 仁

### 静岡県採用委員会規則第1号

静岡県採用委員会運営規則の一部を改正する規則

静岡県採用委員会運営規則（平成16年静岡県採用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会長の専決事項) 第9条 会長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(40) (略)	(会長の専決事項) 第9条 会長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(40) (略) <u>(41) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第6項（同法第32条第6項において準用する場合を含む。）の規定による身分を示す証明書の発行</u>
<u>(41)</u> (略)	<u>(42)</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。